

## 二本松市公設地方卸売市場条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市場関係事業者
  - 第1節 卸売業者（第6条—第7条）
  - 第2節 買受人（第8条—第10条）
  - 第3節 関連事業者（第11条—第11条の5）
- 第3章 保証金（第12条—第16条）
- 第4章 売買取引及び決済の方法（第17条—第43条）
- 第5章 卸売の業務に関する品質管理の方法（第44条）
- 第6章 市場施設の使用（第44条—第51条）
- 第7章 管理（第52条・第53条）
- 第8章 罰則（第54条・第55条）
- 第9章 補則（第56条—第59条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、地方卸売市場を設置し、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市場の業務運営及び施設の使用管理その他必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。

##### （名称、位置及び面積）

**第2条** 地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
二本松市公設地方卸売市場	二本松市中里67番地1	敷地7,984.26平方メートル

##### （業務運営の基本原則）

**第2条の2** 市長は、市場の業務運営に関し、卸売業者、買受人その他卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」と総称する。）に対して、不当に差別的取扱いを行ってはならない。

##### （取扱品目）

**第3条** 二本松市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）における取扱品目は、その

部類ごとに次に掲げる生鮮食料品等とする。

- (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等
  - (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の生鮮食料品等
- (開場の期日)

**第4条** 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から1月4日まで及び12月31日

2 出荷者及び消費者の利益を確保するため、又はこれらの者の利益を阻害しないと市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

**第5条** 市場の開場の時間は、午前5時から午後3時までとする。ただし、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると市長が認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 市場における卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内において規則で定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

**第6条** 市場において第3条の規定による取扱品目の部類ごとに卸売業務を行う者（以下「卸売業者」という。）の数の最高限度は、次のとおりとする。

- (1) 青果部 1
- (2) 水産物部 1

(卸売業の許可)

**第6条の2** 卸売業者になろうとする者は、規則で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 次条又は第54条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起

算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 業務を適切に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(許可の取消し)

**第6条の3** 市長は、卸売業者が前条第2項第1号若しくは第2号に該当するとき、又は業務を適切に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に第12条に定める保証金を預託しないとき、又は業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(3) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

**第6条の4** 卸売業者が事業の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

(卸売業者の事業報告書の提出)

**第6条の5** 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）別記様式第2号により事業報告書を作成し、これを当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に保管しなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しの閲覧の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者からの申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたときと認められる場合

(3) 同一のものから短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(せり人)

**第7条** 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 市長は、前項のせり人が次の各号のいずれかに該当したときは、そのせり行為を停止することができる。

(1) 出荷者又は買受人(次条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)を通じて不正な処置をし、又は談合その他不正な行為をしたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づいて行う指示に従わないとき。

(3) その他せり人として職務に公正を欠く行為があったとき。

### 第2節 買受人

(買受人の承認)

**第8条** 市場で卸売業者から卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 卸売の相手方として必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。

(3) 当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者の役員又は使用人であるとき。

(4) 第9条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(買受人の承認の取消し)

**第9条** 市長は、買受人が前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当することになったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

(保証金の預託)

**第10条** 卸売業者は、買受人から保証金の預託を受けることができる。

### 第3節 関連事業者

(関連事業の許可)

**第11条** 市長は、市場の利用者に便益を提供し、かつ、市場の機能の充実を図るため、市場内の店舗その他の施設において、第3条で定める取扱品目以外の物品販売等の規則で定める業務を行う者(以下「関連事業者」という。)に対して市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

2 前項の許可を受けて市場内において関連事業者になろうとする者は、規則で定めるところにより許可申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

**第11条の2** 市長は、前条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 次条又は第54条第3項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 業務を適切に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(関連事業者の許可の取消し)

**第11条の3** 市長は、関連事業者が前条第1号若しくは第2号に該当するとき、又は業務を適切に遂行するに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく第11条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に第12条に定める保証金を預託しないとき、又は業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

(関連事業者に対する規制等)

**第11条の4** 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

2 市長は、監督上特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は財産に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

**第11条の5** 次条から第16条までの規定は、関連事業者について準用する。この場合において、次条、第14条、第15条及び第16条中「卸売業者」とあるのは、「関連事業者」と読み替えるものとする。

### 第3章 保証金

(保証金)

**第12条** 卸売業者は、第6条の2第1項の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ市場における業務を開始してはならない。

(保証金の額)

**第13条** 前条の保証金の額は、300万円の範囲内において、規則で定める。

2 前項の保証金は、現金をもって預託しなければならない。

(保証金の追加預託)

**第14条** 保証金について、差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しないときは、指定期間経過後その預託が完了するまで卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の預託については、前条第2項の規定を準用する。

(保証金の充当)

**第15条** 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して、市に対して納付すべき金額の納付を怠ったときは、第13条第1項の保証金をもってこれに充てる。

(保証金の返還)

**第16条** 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

#### 第4章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

**第17条** 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

**第17条の2** 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引によらなければならない。

(販売方法の周知)

**第17条の3** 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、次に掲げる事項を卸売場の見やすい場所に掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(1) 当該品目及び販売方法

(2) 販売方法を定め、又は変更する理由

(差別的取扱いの禁止)

**第18条** 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(買受人以外の者に対する卸売の報告)

**第19条** 卸売業者は、毎月、買受人以外の者に対して卸売をした品目の卸売数量を翌月15日までに市長に届け出なければならない。

(売買取引条件の公表)

**第20条** 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取引品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払い方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託物品の即日販売の原則)

**第21条** 卸売業者は、上場可能な時刻までに受領した受託物品については、特別な理由がある場合を除くほか、その日に上場しなければならない。

(売買取引の単位)

**第22条** 売買取引の単位は、重量による。ただし、慣行があるときは、その単位によることができる。

(秘密取引の禁止及び売買呼値の符号)

**第23条** 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行ってはならない。

- 2 卸売の売買呼値は、金額による。ただし、取引の慣行があるときは、その符号を用いることができる。
- 3 卸売業者は、前項の符号を用いようとするときは、その符号について掲示しなければならない。

(売買取引の制限)

**第24条** せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正の行為があると認めるとき。
- (2) 不正な価格を生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるとき。

(市場以外にある物品の卸売の禁止)

**第25条** 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき。
- (2) 卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により規則で定める生鮮食料品等（以下「電子商取引に係る委託物品」

という。)の卸売をしようとする場合であって、市長があらかじめ利害関係者の意見を聴いて当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

- 2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより申出書を市長に提出しなければならない。

(受託契約約款)

**第26条** 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定めることができる。

- 2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたとき、又は変更したときは、市長の承認を受けなければならない。

(販売前における委託物品の検収)

**第27条** 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、委託物品(電子商取引に係る委託物品を除く。)の種類、数量、等級、品質等について、異常を認めるときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を委託者に報告しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者が立ち会い、その了承を得られたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子商取引に係る委託物品の受領に当たっては、卸売業者又は出荷者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が、検収を確実にを行い、委託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その結果を売買仕切書に付記しなければならない。

(物品取引の下見)

**第28条** 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することができない。ただし、電子商取引に係る委託物品で、一定の規格を有し、かつ、品質が安定したものについては、この限りではない。

- 2 見本による売買の場合は、その取引の開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示しなければならない。

(指値等のある受託物品)

**第29条** 卸売業者は、受託物品の売買取引に指値その他の条件のある場合は、販売前にその旨を明示しなければならない。

- 2 前項の明示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(卸売物品の引取り)

**第30条** 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、正当な理由なく買受人が引取りを怠ったと認めるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

- 3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引（いわゆる「定価売」を含む。以下同じ。）に係る価格にその10パーセントに相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。
- （有害物品の搬入禁止）

**第31条** 衛生上有害な物品は、市場に搬入してはならない。

- 2 市長は、衛生上有害な物品があると認めるときは、直ちに当該物品の売買の差止め又は撤去を命ずることができる。
- （販売予定数量等の報告）

**第32条** 卸売業者は、毎開場日、市長の指示する時刻までに当日卸売をする物品の品目ごとの数量及び主要産地について、市長に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎開場日、その日卸売をした物品の数量及び卸売価格を市長に報告しなければならない。
- （卸売予定数量等の公表）

**第33条** 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、その日の卸売のための販売の開始時刻までに、当日卸売をされる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に上場された主要な品目の数量及びその卸売価格を公表するものとする。

- 2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、その日に卸売された物品について主要な品目の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については第17条の2に規定する売買取引の方法ごとに産地及び等級別に高値、中値及び安値に区分してするものとする。

- 3 卸売業者は、その日の卸売の販売開始時刻までに、当日販売する物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に販売された主要な品目の数量及びその卸売価格を公表するものとする。

- 4 卸売業者は、売買取引の方法ごとに、当日卸売した物品について、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を速やかに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

- 5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第20条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

（仕切及び送金）

**第34条** 卸売業者は受託物品を卸売したときは、委託者に対して、その卸売をした翌日までに当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の10

パーセントに相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第41条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価と数量の積の合計額、当該合計額の10パーセントに相当する金額）、控除すべき第38条に規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付するとともに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りではない。

（売買仕切金の前渡し等）

**第35条** 卸売業者は、出荷者に売買仕切金を前渡し、保証金を差し入れ、又は資金を貸し付けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項に規定する前渡しをしてはならない。

（1）当該売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき。

（2）当該売買仕切金の前渡し等が卸売業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき。

（条件付受託物品の販売不能の際の措置）

**第36条** 卸売業者は、指値その他条件のある受託物品をその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知して、その指示を受けなければならない。

（奨励金の交付）

**第37条** 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に対し、出荷奨励金を交付しようとするときは、その額又は率及びその交付方法に関し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 卸売業者は、売買取引について買受人に対し買受代金完納奨励金を交付しようとするときは、その額又は率及びその交付の方法に関しあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認申請があつた場合において、当該承認をすることにより卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあると認められるときは、承認しないものとする。

（委託手数料等）

**第38条** 卸売業者が市場において委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に卸売業者が定めた委託手数料率を乗じて得た額とし、委託手数料の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の届出を行う卸売業者から委託手数料の率が経営へ与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

3 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を卸売場及び主たる事務所の見やすい場所に掲示することにより、委託者に周知しなければならない。

(委託手数料以外の報償收受の禁止)

**第39条** 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から前条に定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(買受代金の支払義務)

**第40条** 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその10パーセントに相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の特約は、その他の買受人に対して不当な差別的な取扱いとなるものであってはならない。

(卸売代金の変更禁止)

**第41条** 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については正当な理由があると認めるときでなければ、その額を変更してはならない。

2 卸売業者は、買受人等から前項の卸売代金について正当な理由による額の変更の申立てを受けたときは、その旨を直ちに市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(決済の方法)

**第42条** 市場における売買取引の決済は、第34条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

(物品販売等の規制)

**第43条** 卸売業者又は関連事業者が許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者がその業務を行う場合を除くほか、市場内においては物品販売その他の事業行為をしてはならない。

#### 第5章 卸売の業務に関する品質管理の方法

(物品の品質管理の方法)

**第44条** 市長は、市場における適正な品質管理の推進に努めなければならない。

2 卸売業者、関連事業者その他の市場関係者は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品衛生に関する法令に即して品質管理を行わなければならない。

#### 第6章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定)

**第45条** 卸売業者及び関連事業者(以下この章において「使用者」という。)が市場内で使用する用地、建物その他の施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積その他使用条件は、市長が指定する。

(市場施設の変更等の禁止)

**第46条** 使用者は、市場施設の用途若しくは原状を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(市場施設の返還)

**第47条** 使用者は、使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、代理人又は本人は、市長の指定する期間に自己の費用で市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

**第48条** 故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(市場施設の使用指定の取消し等)

**第49条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市場施設の使用指定を取り消し、若しくは変更し、又は使用の制限その他の措置を命ずることができる。

- (1) 業務に関して不正の行為があったとき。
- (2) 業務に関する報告について虚偽の報告を行ったとき。
- (3) 使用料の支払を怠ったとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

(市場施設の使用料等)

**第50条** 市場施設の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）については、別表に定めるとおりとする。

- 2 使用者がその市場施設において使用する電灯、電力、ガス、水道等の費用は、使用者の負担とする。
- 3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料等を納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第51条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できないとき。
- (2) 使用者が国又は公共団体であるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

## 第7章 管理

(報告及び検査)

**第52条** 市長は、職員をして、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者及び関連事業者又は買受人に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は卸売業者及び関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善措置命令)

**第53条** 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者及び関連事業者に対しその業務又は会計に関して必要な改善措置を取るべき旨を勧告し、又は命ずることができる。

## 第8章 罰則

(監督処分)

**第54条** 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、5万円以下の過料を科し、第6条の2第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、5万円以下の過料を科し、第8条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

3 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、5万円以下の過料を科し、第11条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 市長は、せり人が第7条第2項の規定に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

5 卸売業者、買受人又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、買受人又は関連事業者に対しても第1項から第3項までの規定を適用する。

(使用人等の違反行為)

**第55条** 市場関係事業者その他の市場使用者は、その代理人又は使用人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、自己の指示によらないことを理由としてその責任を免れることができない。

## 第9章 補則

(卸売業務の代行)

**第56条** 市長は、卸売業者が許可の取消し若しくは行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務を行うことができなくなった場合には、卸売業者に対し、販売の委託があり、又は委託の申込みのあった物品について、自らその販売の業務を行うものとする。

(市場秩序の維持)

**第57条** 市長は、市場内の秩序の維持のため必要があると認めるときは、市場の入場者及び取引参加者に対して入場を制限し、若しくは退去を命じ、又は搬出入物品の場内運搬等について、必要な制限若しくは措置を取ることができる。

(利害関係者の意見)

**第58条** 市長は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長が指名する卸売業者、買受人及び出荷者の意見を聴かなければならない。

- (1) 開場の期日及び時間
- (2) 卸売の業務に係る売買取引及び売買代金の決済の方法に関する事項
- (3) 卸売の業務を行う者に関する事項
- (4) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

(委任)

**第59条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の二本松市公設地方卸売市場条例（昭和53年二本松市条例第21号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに使用指定を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

**別表**（第50条関係）

種類	使用の単	使用料
----	------	-----

	位	青果部	水産物部
市場使用料	1 月 につ き	卸売金額の1,000分の 0.5に相当する金額	卸売金額の1,000分の 0.5に相当する金額
売場使用料	1 月 につ き	95,330円	40,850円
冷蔵庫使用料	1 月 につ き	46,120円	30,549円
業者事務所使用料	1 月 につ き	10,470円	
関連事業者事業所使用 料	1 月 につ き	44,000円	

備考

- 1 使用料の納付期限は、翌月の10日までとする。
- 2 使用期間に1月未満の端数があるときは、これを日割りにより計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の二本松市公設地方卸売市場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。